

【令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について】

町では、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付けを次とのおり実施します。

事業（営業・農業）、

不動産の収入のある人、

生命保険の満期により所

得のある人などは、期間

内に申告をしてください。

なお、医療費控除な

ど、還付申告を行うこと

で所得税等が還付となる

人の申告については、1

月17日（月）から受付け

ておりますので、早めの

申告をお願いします。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。（詳細・令和3年12月号広報しかわ掲載）

なお、確定申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。その場合、新たに加

算税が賦課される場合のほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

■所得税等確定申告期間

○受付期間

2月16日（水）

～3月15日（火）まで
(土・日曜、祝日除く)

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※最終日3月15日（火）

の受付は正午まで

■インターネットでの確定申告

「e-Tax」のご利用を

e-Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用して、確定申告などの手続きができるシステムです。ぜひご利用ください。

なお、ご利用の際に必要な、マイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う間に交付が受けられない可能性があります。

なお、ご利用の際に必要な、マイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、照ください。

○操作に関するご利用について

e-Taxホームページ

国税庁ホームページ

e-Tax・作成コードヘルプデスク

（令和4年1月以降）から

なお、確定申告の必要があるにもかかわらず、確定申告を行った場合に、税務署長が所得金額や税額を決定します。その場合、新たに加

人や、納税者が自身で確定申告書を作成し郵送による提出を希望する人は、名寄税務署へお電話いただけますと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

は、カード不要の申告方法やスマートフォンによる申告方法やスマート専用画面の対象範囲が拡大する等、さらに便利になります。

ほかにも、マイナポータルを活用して、「ふるさと納税」等の控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税の確定申告を簡単・便利に

できる方法も拡充されています。ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。ぜひ、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

詳しく述べ次のe-Tax

xホームページ等をご参

照ください。

- ①住宅ローン控除の控除期間13年の特例が2年間延長
- ②セルフメディケーション税制の適用期限が5年間延長
- ③確定申告書等への押印が原則廃止

今回の申告に係る主な改正点は、次のとおりです。

■税制改正等注意点について

今回の申告に係る主な改正点は、次のとおりです。

は、カード不要の申告方法やスマートフォンによる申告方法やスマート専用画面の対象範囲が拡大する等、さらに便利になります。

今回も、マイナポータルを活用して、「ふるさと納税」等の控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税の確定申告を簡単・便利にできる方法も拡充されています。ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。ぜひ、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

詳しく述べ次のe-Tax xホームページ等をご参考ください。

また、令和4年1月1日から、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等についても見直しがされています。

正しく申告を行うために、申告される際には、国税庁ホームページ等により制度内容をご確認ください。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係について、ご不明な点は、名寄税務署へお問合せください。